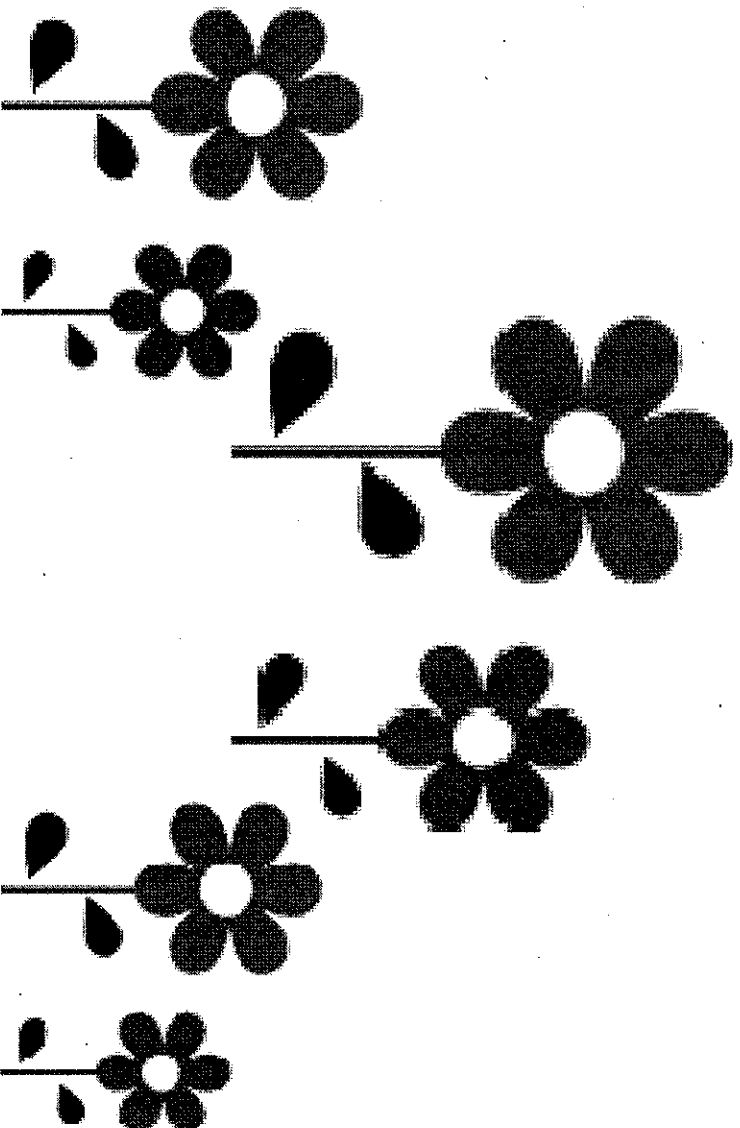


平成27年

総 会



日時 平成26年4月13日 (月) 午前10時

場所 田原市役所

なのはなスポーツクラブ

平成27年 総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事 (議長：会長)
 - (1) 平成26年度の事業報告について
 - (2) 平成26年度会計決算報告について
 - (3) 規約等の変更について
 - (4) 平成27年度事業計画(案)について
 - (5) 平成27年度予算(案)について
 - (6) トト助成金について
- 4 連絡・依頼
- 5 閉会のことば

平成26年度なのはなスポーツクラブ事業報告

事業名	期日	会場	内容
スポーツ教室	通年	田原市総合体育館他	<ul style="list-style-type: none"> ・卓球教室：田原市総合体育館 ・バドミントン教室：田原市総合体育館 ・ヨガ教室：田原市総合体育館・渥美文化会館 ・エアロ教室：田原市総合体育館 ・スポーツ吹き矢教室：田原市総合体育館 ・護身空手教室：田原市総合体育館 ・たのしい空手教室：田原市総合体育館・渥美運動公園 ・はじめての空手教室：福江中学校 ・親子ヨガ：田原市総合体育館 ・バドミントン教室(中学生)：市内 ・ソフトテニス教室：中央公園(4月～9月) ○述べ開催回数645回 ○述べ参加者数 8035 人
運営委員会	6.24	田原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度事業計画について ・平成26年度予算について ・なのはなスポーツクラブ運営について
運営委員会	8.26	田原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・クラナイイベントについて ・日帰り旅行について ・実施状況について
交流会	9.22		日帰り旅行
運営委員会	10.21	田原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・クラナイイベントについて ・次年度事業について ・実施状況について
運営委員会	12.16	田原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度事業計画案・予算案について ・実施状況について
運営委員会	2.3	田原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告について ・広報物について ・その他
PRイベント	2.11	田原市総合体育館	体験型イベント

その他、SCネットワーク及び県広域スポーツセンター事業に参加
毎月1回以上の福祉活動(高齢者の介護予防教室)を実施

平成26年度なのはなスポーツクラブ決算書

歳入	歳出	繰越
3833471	3701026	132445

収入

区分	助成事業	期間外会費	運営費	
助成金	1721000			
	54900	12300	44800	卓球
	57600	13500	47400	吹き矢
	79500	15600	66600	ハト
	40800		27200	ソフトテニス
	319200	55200	93600	ヨガ
	264800	53600	79600	エアロ
	49600	5600	13800	たのしい空手
	131200	27200	39600	護身
	165600	28800	48600	親子ヨガ
	33600	16800	12600	親子ヨガ2
	59200	8800	17000	初めて空手
	65600	11200	19200	ヨガ2
	18400	21600	10000	ストレッツ
	7500	7200	3800	発達コミュニケーション
			4800	中学バドミントン
	1347500	277400	528600	合計2155900
前年度繰入金		31	584167	
クラブ繰入金			-756000	助成金未入金分
	176	47741		
雑入			80750	吹き矢用具体験他
			2000	ネットワーケーション参加補助
利息	39		67	
合計	3068715	325172	439584	

支出

区分	項目	助成事業	期間外	運営費	備考
		金額			
		210000	40000	76000	運営委員会 謝礼2,000円×38人
		205000	45000		ヨガ
		47000	8000		エアロ
		49600	5600		スポーツ吹き矢
		131200	27200		たのしい空手
		18400	21600		護身空手
		195000	45000		ストレッツ
		320000	80000		ヨガ2
		59200	8800		子連れヨガ
		50000	40000		初めての空手
		54400			発達コミュニケーション
				28220	ソフトテニス
旅費		30860		4950	クラブマネジャー謝礼
		348380		78990	SCネットワーケーション等
		45663			スポーツ吹き矢教室用
		109296			発達コミュニケーション一般教室用
		54648			バドミントン中学生用
		20600			護身空手教室用
		136482			アンプ他
		13590			ソフトテニス教室用
		17500			初めての空手
		26492			たのしい空手
印刷製本費		671760			情報誌・リーフレット
		35964	3972	7238	振込手数料等
		157680			垂れ幕作成
雑役務費		60000			ウェブコンテンツ作成
				10000	SCネットワーケーション 会費 10,000円

		5400	助成金書類検査料
		7000	社団協会費他
		10000	福祉活動費
		2572	インターネットプロバイダ料
		47917	事業負担金
		2324	ネットワーキング参加費
		20010	日帰り旅行補助
		2518	その他雑費
		4000	保険料
合計	3068715	325172	307139

その他経費等

上記の会計決算を精査したところ、誤りのないことを認めます。

平成27年々月々日

なのはなスポーツクラブ 監事
なのはなスポーツクラブ 監事

河合信一
河合信一

なのはなスポーツクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、総合型地域スポーツクラブ なのはなスポーツクラブ (以下「クラブ」と称する。)

(事務所)

第2条 クラブの事務所は田原文化会館に置く。

(目的)

第3条 クラブは、子どもから高齢者まで広い世代に対しスポーツ(運動)を普及させるため気軽にスポーツに親しむことのできる環境を作ることを目指し、スポーツを通じて得られる連帯感や、コミュニケーションにより、人と人との絆づくりを強めていくことを目的とする。

(活動)

第4条 クラブは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 各種スポーツ教室
- (2) レクリエーション活動
- (3) スポーツイベント活動
- (4) 地域スポーツ情報発信事業
- (5) その他、クラブの目的に必要な諸活動

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 クラブの会員となるためには、次の要件を備えていなければならない。

- (1) クラブの目的に賛同する者
- (2) クラブの定める諸規定を遵守する者

(入会手続き)

第6条 クラブに入会を希望するものは、会長が別に定める入会申込書により申し込むこととし、別表に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
- (3) 本人が死亡したとき。

(4) 除名されたとき。

(除名)

第8条 会員が次の各号に該当する場合は、運営委員会の議決を経て除名することができる。

- (1) 法令またはクラブ規約等に違反したとき。
- (2) クラブの名誉を傷つけ、またはクラブの目的に反する行為をしたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとする時は、会長に退会届を提出して任意に退会することができる。

(抛出品の不返還)

第10条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第11条 クラブに、次の役員を置く。

- | | | |
|----------------------|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | |
| (2) 副会長・理事長 | 各1名 | |
| (3) 理事 | 10名以内 | |
| (4) 運営委員 | 必要とされる人数 | |
| (5) 事務局長・アシスタントマネジャー | | 各1名 |
| (6) 監事 | 2名 | |

(選任及び任期)

第12条 役員は、総会において選任し承認する。

- 2 役員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の補欠)

第13条 役員に欠員が生じた場合は、総会において選任する。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第14条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、クラブを代表しクラブを統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、クラブの運営内容の重要事項を検討する。

- (4) 運営委員は、クラブの運営内容等の検討を行う。
- (5) 監事は、会計を監査する。
- (6) 事務局長は、クラブマネージャーとして日常活動を統括し、本クラブの事務全般を行う。アシスタントマネージャーはクラブマネージャーを補佐し、会計を担当する。

(役員解任)

第15条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならぬ。

第4章 総会

(種別)

第16条 クラブの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第17条 総会は役員及び各種目の代表者をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 会員の除名
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項等

(開催)

第19条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる項目を記載した書面により召集の請求があったとき。

(召集)

第20条 総会は、会長が召集する。

2 会長は前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総

会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により5日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第22条 総会は構成員3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第20条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、総会に出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項については特別な利害関係を有する会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された項目について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第22条及び第23条第1項第2号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員数

(3) 総会に出席した者の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあつてはその旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長及び出席した会員のうちからその会議において選任議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第26条 運営委員会は、役員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、議長となるとともに、次の事項を執行する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(議事録)

第27条 運営委員会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 運営委員会に出席した役員の数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録には、議長及び出席した役員のうちからその会議において選任議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第6章 会計

(会計年度)

第28条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び予算)

- 第29条 クラブの事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しない時は、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
 - 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
 - 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、運営委員会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第30条 クラブの事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

第7章 事故の責任

(事故の責任)

第31条 会員は、クラブの活動に際して、クラブの諸規定および施設管理者ならびに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が

起きても、クラブおよび指導者等に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第32条 会員は自己の意思により、個々に保険に加入する。その活動中の傷害については、会員が加入した保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。未加入者の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わない。

第8章 細則

(細則)

第33条 本規定に定めるもののほか、クラブの円滑な運営を図るために必要な事項は、運営委員会の決議によって定める。

(規約の改正)

第34条 本規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

本規約は、平成25年3月27日より施行する。

附 則

本規約は、平成27年4月 日より施行する。

別表

- 1 クラブの会費は月会費と参加会費とし、次に掲げる額とする。

種 目	金 額 (月 額)	
	月 会 費	参加会費
卓球	200円	300円
バドミントン (一般)	200円	300円
空手	200円	800円
エアロ	200円	800円
ヨガ	200円	800円
ストレッチ	200円	800円
ソフトテニス	200円	300円
スポーツ吹き矢	200円	300円

※休会する場合は、休会する月の初日までに各教室に所属している運営委員に連絡することとする。

※月会費は会の運営費に充当し、参加会費は事業費に充当する。

なのはなスポーツクラブ役員・h26.4.1～28.3.31

役職名	氏名
会長	大谷龍徳
副会長	齋藤正保

役職名	氏名
理事長・運営委員	松本紀久江
理事・運営委員	河合信一
理事・運営委員	山本綱一
理事・運営委員	鈴木一志
理事・運営委員	瀬川光弘
理事・運営委員	中神明夫
理事・運営委員	渡邊敏
理事・運営委員	八木洋子
理事・運営委員	永田正男

役職名	氏名
事務局長・クラブマネジャー	岡田達也
アシスタントマネジャー	伊東成子

役職名	氏名
監事	河合信一
監事	鈴木一志

平成27年度なのはなスポーツクラブ事業計画(案)

事業名	期日	会場	内容
スポーツ教室	通年	田原市 総合体育館他	<ul style="list-style-type: none"> ・卓球教室: 田原市総合体育館 ・ソフトボール教室: 田原市総合体育館 ・ヨガ教室: 田原市総合体育館・渥美文化会館 ・エアロ教室: 田原市総合体育館 ・スポーツ吹き矢教室: 田原市総合体育館 ・護身空手教室: 田原市総合体育館 ・たのしい空手教室: 田原市総合体育館 渥美運動公園
運営委員会・総会	4月	田原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度事業報告・決算について ・平成27年度事業計画・予算について
PRイベント	4月	田原市総合体育館	体験型イベント
運営委員会	6月	田原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度事業計画・予算について ・なのはなスポーツクラブ運営について
運営委員会	8月	田原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・なのはなスポーツクラブ運営について ・PRイベント及び交流会について
交流会	10月		日帰り旅行
運営委員会	10月	田原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度中間事業報告について ・平成27年度中間決算について ・平成28年度事業計画案について ・平成28年度予算案について
			<ul style="list-style-type: none"> ・なのはなスポーツクラブ運営について
PRイベント	11月	田原市総合体育館	体験型イベント
運営委員会	12月	田原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度事業計画案について ・平成28年度予算案について
運営委員会			<ul style="list-style-type: none"> ・なのはなスポーツクラブ運営について
運営委員会	2月	田原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度中間事業報告について ・平成27年度中間決算について ・平成28年度事業計画案について ・平成28年度予算案について
			<ul style="list-style-type: none"> ・総会について
総会	3月～ 4月	田原市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度事業報告について ・平成27年度決算について ・平成28年度事業計画案について ・平成28年度予算案について

その他、SCネットワーク及び県広域スポーツセンター事業に参加
毎月1回以上の福祉活動(高齢者の介護予防教室)を実施

平成27年度なのはなスポーツクラブ予算書(案)

収入

区分	事業費	運営費	
助成金	1821000		
	54000	36000	卓球
	336000	84000	ヨガ
	384000	96000	エアロ
	90000	60000	バドミントン一般
	72000	48000	スポーツ吹き矢
	96000	24000	たのしい空手
	48000	12000	初めでの空手
	144000	36000	護身空手
	96000	24000	ストレッチャ
	384000	96000	子連れヨガ
	72000	48000	テニス
前年度繰入金	0	132445	
前年度助成金		756000	
クラブ繰入金	8275		
利息	100	50	
合計	3605375	1452495	

支出

区分	項目	事業費 金額	運営費 備考	備考
		505000	120000	運営委員会 謝礼2,000円×10人×6回 ヨガ
		510000		エアロ
		72000		スポーツ吹き矢
		96000		たのしい空手
		144000		護身空手
		96000		ストレッチャ
		48000		はじめでの空手
		510000		親子ヨガ
		96000		テニス
		20000		イベント
			40000	クラブマネジャー謝礼
旅費		65000	100000	SCネットワーク会議等
		106600		・スポーツ吹き矢教室用
		71000		・卓球教室用
		125000		・バドミントン教室用
		20000		・護身空手教室用
		20000		たのしい空手教室用
		20000		初めでの空手
		60000		ヨガ
		15000		ソフトテニス教室用
		880000		情報誌他
印刷製本費		0		
借料		110000	50000	振込手数料
雑役務費			10000	郵送料
			10000	SCネットワークあいち 会費 10,000円
			5400	助成金書類検査料 5,400円
			50000	諸経費
			8275	クラブ繰入金(助成事業自己負担他)
			128445	消耗品
			10000	福祉活動費
			920375	予備費(助成金一時立替含む)
合計		3589600	1452495	

平成26年度総合型地域スポーツクラブ自立支援事業 収支計算書 (2年目)

事業細目名	総合型地域スポーツクラブ自立支援事業
クラブ名	なのはなスポーツクラブ

都道府県名	愛知県
-------	-----

【 中間 **決算** 】
 ※中間、決算のいずれかに○

(収入) (単位:円)

	予算額	決算額	差△異	内 容
助成金	1,930,000	1,731,000	199,000	日本体育協会からの助成金(スポーツ振興くじ助成金)
自己負担金	1,025,720	1,347,715	△ 321,995	
事業収入	1,007,000	1,347,500	△ 340,500	300円×777人、800円×1393人
預金利息	100	39	61	預金利息
その他の収入	18,620	176	18,444	クラブ繰入金
合計	2,955,720	3,078,715	△ 122,995	

スポーツ用具費	589,985
対象経費割合	30.0%

スポーツ用具費は、助成対象経費総額に30%を乗じた額を上限とする。

※対象事業において参加料等の収入がある場合には「事業収入」に必ず計上してください。

(支出) (単位:円)

科 目	予算額	決算額(A+B)	差△異	対 象 経 費 (A)				対 象 外 経 費 (B)			
				金 額	積 算	内 訳	金 額	積 算	内 訳		
1. 諸謝金	1,282,500	1,295,400	△ 12,900	490,600			804,800				
						種目別指導員(ヨガ1) @2,000円×1時間×1名×43回	86,000		種目別指導員(ヨガ1)	129,000	
						種目別指導員(エアロ) @2,000円×1時間×1名×42回	84,000		種目別指導員(エアロ)	131,000	
						種目別指導員(ヨガ2) @2,000円×1時間×1名×40回	80,000		種目別指導員(ヨガ2)	125,000	
						種目別指導員(スポーツ吹き矢) @500円×1時間×4名×1回	2,000		種目別指導員(親子ヨガ)	168,000	
						種目別指導員(スポーツ吹き矢) @500円×1時間×3名×8回	12,000		種目別指導員(健康空手)	131,200	
						種目別指導員(スポーツ吹き矢) @500円×1時間×2名×33回	33,000		種目別指導員(初めの空手)	59,200	
						種目別指導員(子連れヨガ) @2,000円×1時間×1名×60回	120,000		種目別指導員(ストレッチ)	18,400	
						種目別指導員(子連れヨガ) @2,000円×1時間×1名×6回	12,000		種目別指導員(親子発達)	40,000	
						種目別指導員(たのしい空手) @8,800円×1ヶ月×1名×1回	8,800		PRイベント子連れヨガ開礼	3,000	
						種目別指導員(たのしい空手) @6,400円×1ヶ月×1名×2回	12,800				
						種目別指導員(たのしい空手) @4,800円×1ヶ月×1名×1回	4,800				
						種目別指導員(たのしい空手) @4,000円×1ヶ月×1名×5回	20,000				
						種目別指導員(たのしい空手) @3,200円×1ヶ月×1名×1回	3,200				
						種目別指導員(イベント子連れヨガ) @2,000円×1時間×1名×1回	2,000				
						種目別指導員(親子発達) @2,000円×1時間×1名×5回	10,000				
2. 旅費	66,500	30,860	35,640	30,860				0			
①交通費	57,000	21,860	35,140	21,860				0			
						クラブミーティング2014 @3,980円×1名	3,980				
						総合型地域スポーツクラブ連携促進会議 @17,880円×1名	17,880				
							0				
②航空運賃		0	0	0			0		0		
							0				
							0				
③宿泊費	8,500	9,000	△ 500	9,000				0			
						クラブミーティング2014 @9,000円×1名×1泊	9,000				
							0				
							0				
3. 借料および損料		0	0	0				0			
							0				
							0				
							0				
							0				
4. スポーツ用具費	638,420	772,651	△ 134,231	589,985				182,666			
						吹き矢 矢 @1,830円×36個	65,880		アンブ	136,482	
						吹き矢 的NEW交換用セット @3,240円×6個	19,440		バドミントンシャトル	27,324	
						空手スパーセーフ面 @17,500円×1個	17,500		吹き矢矢筒	10,260	
						空手キックミット(青) @2,060円×10個	20,600		吹き矢マウスピース	8,600	
						ジャンピングシェイプ @15,973円×1個	15,973				
						ジョイントフロアマット @16,536円×1セット	16,536				
						プレイランドギア @13,154円×1セット	13,154				
						バドミントンシャトル @27,324円×5個	136,620				
						ソフトテニスボール @4,530円×3個	13,590				
						赤拳サポーターS @3,240円×1個	3,240				
						青拳サポーターS @3,240円×1個	3,240				

(支出)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額 (A+B)	差△異	対 象 経 費 (A)		対 象 外 経 費 (B)	
				金 額	積 算 内 訳	金 額	積 算 内 訳
					ミズニュームホ-S @14,220 円× 1 個 14,220		
					ホデイロカ-B型小 @3,330 円× 1 個 3,330		
					消費税 @1,922 円× 1 個 1,922		
					送料 @540 円× 1 式 540		
					吹き矢スタンド @9,180 円× 6 個 55,080		
					吹き矢NEW交換用の矢セット @4,780 円× 12 個 57,360		
					吹き矢 的NEW交換用セット @3,510 円× 20 個 70,200		
					吹き矢筒 @10,260 円× 6 個 61,560		
5. 印刷製本費	836,000	671,760	164,240	671,760	クラブ情報誌 夏 12.96 円× 21,000 部 272,160	0	
					イベント周知チラシ 21.60 円× 500 部 10,800		
					リーフレット 19.44 円× 6,000 部 116,640		
					クラブ情報誌 冬 12.96 円× 21,000 部 272,160		
6. 雑務費	132,300	308,044	△ 175,744	184,680	振り込み手数料 @324 円× 50 件 16,200	123,364	振込手数料324円×26 8,424
					振り込み手数料 @540 円× 20 件 10,800		振込手数料540円× 1 540
					垂れ幕作成 @15,768 円× 10 枚 157,680		種目別指導員(ソフトテニス) 54,400
							ウェブコンテンツ 60,000
7. その他事業の実施 に直接必要な経費		0	0			0	
	2,955,720	3,078,715	△ 122,995	1,967,885	←40万円未満の場合は、助成対象事業となりません。	1,967,885	1,110,830
							1,110,830

※各科目の名称は、変更・追加しないこと。

平成27年度総合型地域スポーツクラブ自立支援事業 収支予算書 (3年目)

事業細目名	総合型地域スポーツクラブ自立支援事業
クラブ名	なのはなスポーツクラブ

都道府県名	愛知県
-------	-----

(収入) (単位:円)

金額	内 容
補助金 1,821,000	日本体育協会からの補助金 (スポーツ振興くじ助成金)
自己負担金 1,416,775	
事業収入 1,416,000	教室参加料 @300円×800名=240,000円 @800円×1,470名=1,176,000円
預金利息 0	
その他の収入 775	クラブ繰入金
合計 3,237,775	

スポーツ用具費=	437,600
対象経費割合	21.6%

スポーツ用具費は、補助対象経費総額に30%を乗じた額を上限とする。

※対象事業において参加料等の収入がある場合には「事業収入」に必ず計上してください。

(支出) (単位:円)

科目	合計 (A+B)	対象経費 (A)				対象外経費 (B)			
		金額	積算内訳			金額	積算内訳		
1. 諸謝金	1,752,000	599,000	種目別指導員(エアロ)	@2,000円×1時間×1名×85回	170,000	1,153,000	種目別指導員(エアロ)	255,000	
			種目別指導員(ヨガ)	@2,000円×1時間×1名×84回	168,000		種目別指導員(ヨガ)	252,000	
			種目別指導員(スポーツ吹き矢)	@500円×1時間×2名×43回	43,000		種目別指導員(スポーツ吹き矢)	60,000	
			種目別指導員(子連れヨガ)	@2,000円×1時間×1名×66回	132,000		種目別指導員(子連れヨガ)	198,000	
			種目別指導員(たのしい空手)	@1,000円×2時間×1名×43回	86,000		種目別指導員(護身空手)	144,000	
				円×時間×名×回	0		種目別指導員(ソフトテニス)	96,000	
				円×時間×名×回	0		種目別指導員(初めての空手)	48,000	
				円×時間×名×回	0		種目別指導員(ストレッチ)	80,000	
				円×時間×名×回	0		イベント指導者謝礼	20,000	
2. 旅費	59,500	51,500				8,000			
①交通費	50,000	42,000	クラブネットワークアクション2015	@4,000円×1名	4,000	8,000	クラブ担当者会議・連絡会議等	8,000	
			平成27年度スタートアップ会議	@18,000円×1名	18,000				
			クラブ担当者会議・連絡会議等	@4,000円×5名	20,000				
②航空運賃	0	0		円×名	0	0		0	
③宿泊費	9,500	9,500	クラブネットワークアクション2015	@9,500円×1名×1泊	9,500	0		0	
3. 借料および損料	0	0		円×回	0	0		0	
4. スポーツ用具費	437,600	437,600	吹き矢 矢	@1,875円×60個	112,500				
			吹き矢 練習用セット	@4,410円×10個	44,100				
			空手ミット	@4,000円×5個	20,000				
			空手ミット	@10,000円×2個	20,000				
			卓球ボール	@3,500円×6個	21,000				
			バドミントンシャトル	@25,000円×5個	125,000				
			ヨガマット	@1,500円×40個	60,000				
			空手防具	@20,000円×1個	20,000			0	
			ソフトテニスボール	@1,000円×15個	15,000			0	
5. 印刷製本費	880,000	880,000	クラブ情報誌 夏	@20円×22,000部	440,000	0		0	
			クラブ情報誌 冬	@20円×22,000部	440,000			0	
6. 雑役務費	108,675	56,175	振り込み手数料	@525円×107回	56,175	52,500	対象外経費振込金	52,500	
7. その他事業の実施に直接必要な経費(その他の経費)	0	0				0		0	
								0	
合計	3,237,775	2,024,275	←40万円未満の場合は、補助対象事業となりません。			2,024,275	1,213,500	1,213,500	

※必ず収入合計と支出合計(A+B)が同額になること。

※各科目の名称は、変更・追加しないこと。

※対象経費については別紙対象経費内訳表との整合性が取れていること。